令和９年度浜田市坂根正弘奨学金奨学生募集要項

令和９年度浜田市坂根正弘奨学金奨学生（第 14 期生）を次のとおり募集します。
（この奨学金は、令和９年度浜田市予算の成立を前提条件としております。）

【趣旨】
浜田市坂根正弘奨学金制度は、浜田市出身で、コマツの代表取締役社長兼 CEO などを歴任された故坂根正弘氏からの寄附金等を原資としており、優れた学力を有し、高い志を持って大学で勉学に励む学生に対して奨学金を給付することにより、将来の科学技術及び医学の進歩、経済の発展等に貢献する人材を育成・支援することを目的としています。

1　採用人員　大学生１年生　３名程度（大学院及び短期大学の学生を除く。）
※令和９年度進学者が対象です。

2　受付期間　令和８年 11 月２日（月）から令和９年３月 31 日(水)まで
※郵送の場合は、３月 31 日（水）の消印有効

3　応募資格　以下の①～④の全てを満たす者
① 令和９年３月 31 日において、浜田市の住民基本台帳に記録されている期間が通算して５年以上あること。
② 浜田市内の高等学校を卒業し、奨学生認定時に大学１年次に在籍予定であること。
③ 向学心に富み、性行が良好で学業の成績が優秀であって、出身学校長の推薦を受けることができること。
④ 保護者の令和７年中の収入又は所得の合計が概ね次の金額以下であること。

扶養人数（子ども）	年間収入 （給与所得者の場合）	年間所得 （左記以外の者の場合）
１人	790 万円	600 万円
２人	890 万円	690 万円
３人以上	990 万円	790 万円

4　給付金額等　〔給付金額〕月額４万円～６万円（大学キャンパス所在地による。）
〔給付時期〕前期分…９月頃、後期分…10 月頃【４月入学の場合】
※原則として半年分ずつ指定口座に振り込みます。

【参考】大学キャンパス所在地による給付金額

給付金額	大学キャンパスの所在地
月額６万円	東京都特別区
月額５万円	東京都（特別区を除く）又は埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、若しくは兵庫県の政令指定都市
月額４万円	上記以外

※詳しくはお問い合わせください。

（裏面もご覧ください。）

5　給付期間　【4月入学の場合】

令和9年4月から4年間（最短修業年限の最終月まで）
ただし、学業の成績が良好と認められない場合等、奨学金の給付を中止する場合があります。

6　申請手続

(1) 提出書類　以下の書類を提出してください。

【提出書類】

提出書類	
①　坂根正弘奨学金奨学生願書	（様式第1号）
②　家計調書	（様式第2号）
③　奨学生推薦書	卒業見込み又は卒業した高等学校の推薦書（様式第3号）
④　申請者の住民票	本人の住民票
⑤　保護者の令和7年中の収入又は所得を証明する書類 ※浜田市に住所がない方のみ提出	所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控等
⑥　連絡票	申請者及び保護者の連絡先等

(2) 提出先　　浜田市地域政策部　政策企画課　企画係
〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地　　電話 0855-25-9200

7　審査・決定

(1) 第1次審査
書類審査（推薦書、学業成績、家計調書等）
※ 審査結果は、6月中（予定）に通知します。

(2) 第2次審査（対象：第1次審査合格者）
① 小論文審査（当市が設定したテーマについて400字詰め原稿用紙2～3枚程度）
② 個別面接（①の小論文提出後、8月中旬頃実施予定）
※ 審査結果は、個別面接同日にお知らせします。

8　他の奨学金との併給

当奨学金は、他の奨学金と併給することができます。ただし、浜田市の他の奨学金（貸与型、山藤功奨学金）との併給はできません。（同時申請は可能です。）

また、他の奨学金の規定等によっては、併給できない場合がありますので、ご注意ください。

9　その他

(1) 毎学年終業後の報告
毎学年の終業後には、「学業等に関する状況報告書」等を提出していただきます。

(2) 卒業時の報告
卒業時には、その後の進路の報告とレポート（論文）を提出していただきます。

【問合せ】
浜田市 地域政策部 政策企画課 企画係
〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地
電話 0855-25-9200（直通）FAX 0855-23-1866
メールアドレス　seisaku@city.hamada.lg.jp